

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義(自動連動)) (国税 24)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。
		《要望の内容》 適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。
		《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121)
5	担当部局	環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(5年間) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長(3年間)
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症の拡大によるイノベーション・エコシステムへの広範な影響から大学や民間企業の研究開発の停止や遅れが生じる懸念とともに、感染拡大の影響により、社会制度や生活習慣が急速に変化する中、新たに生じる社会課題を、イノベーションとその実装を通じて迅速に解決していくことが重要である旨指摘している。また、上述の状況の下、我が国のイノベーション・エコシステムの維持のためにスピード感をもって対策を講ずるとともに、感染拡大がもたらす社会変革を前進するためのエネルギーに変え、産・学・官の力を総動員して「新たな日常」の下での成長を実現することを述べており、その具体的方策のひとつとして、技術研究組合(CIP)を活用した外部連携の促進を掲げている。</p> <p>技術研究組合は、複数の企業、大学、研究機関等による共同研究を目的とする法人である。技術研究組合は、法人格を持つ安定的な試験研究環境であることから、中長期の視点での研究計画等に合意できるため、効率的で高度な共同研究を実施でき、また、比較的短期間で組成できるという意義、メリットがある。</p> <p>また、技術研究組合は、試験研究の実施等を事業とする組織であり、事業に必要となる費用を賦課金として組合員が負担しているが、早期かつ単年度で、研究開発設備への多額の投資等を行うケースが多い。技術研究組合制度の活用促進に向けて、技術研究組合の事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を支援するとともに、他の法人形態との税制上のイコールフットイングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発ができる環境を整備する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv)自律的なイノベーション・エコシステムの構築</p> <p>①産学官を通じたオープン・イノベーションの推進</p> <p>イ)産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術研究組合(CIP)の活用による外部連携の促進のため、設立・運営等に係るガイドラインの改訂により、設立の申請様式の簡素化や、認可の審査手続・業務運営内容の明確化を行うとともに、2020年度中に、法制的な対応を含め、更なる制度の見直しを行う。
---	------	--------------	--

		<p>■統合イノベーション戦略 2020(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 第Ⅲ部 各論 第 2 章 知の創造 (1)価値創造の源泉となる研究力の強化(若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等) ②目標達成に向けた施策・対応策 <ボーダレスな挑戦(国際化、大型産学連携)> 《オープンイノベーションの推進》 OCIP(技術研究組合)の活用促進により外部連携の活性化を図るため、2020 年 4 月に改訂された、「CIP(技術研究組合)の設立・運営等ガイドライン」により、CIP の設立手続き・運営に係る事項の明確化を実施する。2021 年度までに、法制的な対応を含め、更なる手続の簡素化・明確化を行い、設立認可から事業会社化までを迅速化する。</p> <p>第 3 章 知の社会実装 (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 <研究開発投資の促進> ・政府研究開発投資目標(対 GDP 比 1%(第 5 期基本計画期間中の GDP の名目成長率を第 5 期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。))及び官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大し、もって官民研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とする政府目標に寄与すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政府は、統合イノベーション戦略 2020(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「先進技術を含めた新たな技術の積極的活用、イノベーションの創出を促す制度整備、その阻害要因となっている規制の改革等、政府事業・制度等におけるイノベーション化が恒常的に行われる仕組み」の構築を目指すべき将来像とし、官民開発投資目標を対 GDP 比 4%以上の達成目標を掲げている。 また、同戦略では、国境や産学官といった垣根を越えた、幅広い知識、視点、発想等による継続的なイノベーションの創出に向け、産学官の人材流動を促進し、多様で優れた人材が我が国に集い、本格的な共同研究を多数実現することを目標としている。 技術研究組合は、成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むための法人である。 以上を踏まえ、官民開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成及びその維持に向け、技術研究組合を活用した共同研究開発の拡大を目指す。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>前回要望時には、14件(平成29年度見込み値)の適用を想定し、平成29年度の実績は10件であったが、平成30年度実績は15件、令和元年度実績は13件となっていることから、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学、材料、電気、医薬品等、幅広い業種で適用されており、適用者が特定の者に偏っているということはない。</p> <p>➤ 平成28～令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和2～5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28～30年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和元年度以降は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。 	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	適用件数 (組合数)	15	10	15	13	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	適用件数 (組合数)	14	11	12	8								
		年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																									
		適用件数 (組合数)	15	10	15	13																									
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																											
適用件数 (組合数)	14	11	12	8																											
② 適用額	<p>➤ 平成28～令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>595</td> <td>1,587</td> <td>2,472</td> <td>6,606</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和2～5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>2,453</td> <td>359</td> <td>2,622</td> <td>2,173</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28～30年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和元年度以降は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。 	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	適用額 (百万円)	2,453	359	2,622	2,173										
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																											
適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606																											
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																											
適用額 (百万円)	2,453	359	2,622	2,173																											
③ 減収額	<p>➤ 平成28～令和元年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>86</td> <td>354</td> <td>108</td> <td>899</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>18</td> <td>48</td> <td>74</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>37</td> <td>98</td> <td>153</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>16</td> <td>42</td> <td>66</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>157</td> <td>542</td> <td>401</td> <td>1,333</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	法人税	86	354	108	899	法人住民税	18	48	74	63	法人事業税	37	98	153	259	地方法人特別税	16	42	66	112	合計	157	542	401	1,333
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																											
法人税	86	354	108	899																											
法人住民税	18	48	74	63																											
法人事業税	37	98	153	259																											
地方法人特別税	16	42	66	112																											
合計	157	542	401	1,333																											

➤ 令和2～5年度(将来) (百万円)

年度 区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
法人税	334	49	357	296
法人住民税	23	3	25	21
法人事業税	101	15	108	89
特別法人事業税	37	5	40	33
合計	495	72	529	438

※四捨五入の関係から合計数が一致しない。

※算出方法等

平成28～30年度

- ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。
- ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。
- ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」の合計。
- ・地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」より記載。

令和元～5年度

- ・法人税:適用額×係数(58.6%)×税率(23.2%)
- ・法人住民税:法人税×税率(7.0%)
- ・法人事業税:適用額×係数(58.6%)×税率(令和元年度6.7%、令和2年度以降7.0%)
- ・地方法人特別税:法人事業税×税率(43.2%)
- ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37.0%)

※係数:平成28～30年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。
(各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

➤ 平成28～令和元年度(過去)

事業費は、平成30年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
事業費(百万円)	40,517	43,449	46,392	53,485
組合数	60	56	57	60
対前年度伸び率	-	7.2%	6.8%	15.3%

➤ 令和2～5年度(将来)

事業費は、令和2年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、以降は、各年度とも、前年度比で上昇する見込み。

区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)
事業費(百万円)	44,342	47,953	51,867	56,096
組合数	59	61	63	65
対前年度伸び率	-17.1%	8.2%	8.2%	8.2%

※事業費、組合数の算出方法

- ・平成28～令和元年度は令和2年4月までに設立された全組合について経産省調査(令和2年4月～6月実施)を基に算出。

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度の対前年度伸び率は、27 年度以前の経産省所管組合以外の事業費データがないため、算出不可。 ・令和 2 年度(見込み)は、令和 2 年 4 月までに設立された全組合の事業費、組合数(経産省調査)及び令和 2 年度設立者(予定者)からのヒアリングに基づき作成。 ・令和 3～5 年度(見込み)は、平成 21 年度から平成 31 年度の事業費の対前年度伸び率の平均(+8.2%)及び組合の増減数の平均(+2)を算出し、推計。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和 2 年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮記帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の 1/3 を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった 13 組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は 6 組合であった。すなわち、本税制があったことにより、技術研究組合を設立し、又は、技術研究組合による試験研究が円滑に実施出来たという組合が存在することから、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であった。</p> <p>上記「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」にも記載されている通り、事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。令和 2 年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、前回要望時(平成 29 年度)と比べると増加しており、今後も増加傾向で推移する見込み。</p> <p>技術研究組合は、企業同士の協調や大学等との連携により、効率的、効果的に試験研究の成果を得ることが期待できる組織形態である。技術研究組合による共同研究を通じて事業化の見極めをするケースや、中長期で技術力の向上に取り組むケース等で活用されており、これらの試験研究における事業費の拠出が研究開発投資の増加に寄与している。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>昨年来、未来投資会議等において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がなされており、本指摘を踏まえ技術研究組合の新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ。</p> <p>令和 2 年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮記帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の 1/3 を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった 13 組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は 6 組合であった。</p> <p>上記より、圧縮記帳税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少すること、また、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することにより、技術研究組合の事業費が減少することから、技術研究組合の事業費の増加に対する当該税制の有効性は依然として高い。</p> <p>また、本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果は、本税制による減収額の約 4.12 倍※となる。</p> <p>※令和 2 年度経産省調査における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 21 年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われて 10 年が経過したが、昨年来、未来投資会議や産業構造審議会において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がされている。本指摘を踏まえ新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ、今後、技術研究組合制度の更なる利活用が期待される。技術研究組合の試験研究の対象範囲は産業活動において利用される技術全般であり、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、中立・公平な支援措置として本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第 46 条)で、圧縮記帳税制が認められており、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。更に、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳税制がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、技術研究組合に圧縮記帳税制があることにより、課税関係が発生しない状況であり、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>技術研究組合に拠出する賦課金は、組合員側において研究開発税制の対象となる。また、政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	